

札幌市では、検討会議の答申を踏まえ、当初の条例案に対して修正を検討する必要があると指摘された下記の2点については条例案を修正し、それ以外の項目については、原則として当初の条例案（p.13～）を生かしていきたいと考えています。

① 子どもの権利行使に伴う制限について

検討会議では、当初の条例案に定めていた、子どもの権利の行使に伴う制限規定である「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。（当初条例案第7条第2項）」という表現だけでは、公共に対する配慮が読み取りにくいという意見が出されました。

実際の生活の場面において、個々の調整の結果できあがってきた社会のルールを守らなくてもよいということではありません。むしろ、こうした規範意識を、権利行使の経験を通してより一層育んでいくことが大切です。

したがって、条例全体の理念を表す前文の3段落目に、このような趣旨を表現したいと考えています。

当初条例案	修正案
<p>前文3段落目</p> <p>子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、<u>お互いの権利を尊重し合うことを身につけます。</u></p>	<p>子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、<u>お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識を育みます。</u></p>

② 子どもの権利を保障するうえでの大人の役割について

検討会議では、子どもの権利を保障するうえでの大人、特に、第一義的な責任者である保護者の役割を、市民が再認識できる規定にすべきと意見が出されました。

大人が自らの役割を果たさずしては、子どもの権利を保障するという条例の目的は達せられません。また、子どもの権利を認めるることは、我がままを認めるものではなく、誤った権利行使がある際には、子どもの最善の利益の観点から、適切な指導などを行うことも、大人の役割として重要です。

したがって、保護者の役割を定めている第12条について、「支援」の言葉に、「指導」「助言」という文言を追加したいと考えています。

当初条例案	修正案
<p>第12条第1項</p> <p>保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて<u>適切な支援を行い</u>、子どもの権利の保障に努めなければなりません。</p>	<p>保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて<u>適切な指導、助言等の支援を行い</u>、子どもの権利の保障に努めなければなりません。</p>